

(平成29年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成29年11月7日(火)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館1階 共用会議室3
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、斧田委員、神山委員、高橋委員、室委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
- (3) 特別徴収の推進
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 委員らより、議事次第(2)の内容についてそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。
- 委員及び総務省より、議事次第(3)の内容についてそれぞれ説明があり、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

【特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化】

- 特別徴収義務者が電子により受領した納税義務者用通知をプリントアウトして従業員に配布するケースでは、通知を暗号化していたとしても、特別徴収義務者は通知の内容を確認できるとの懸念があるのではないか。
- 特別徴収税額通知(納税義務者用)を従業員に交付する際、会社で持っている情報と突合できるよう、データファイル名にキーとなる情報を入れてほしい。日本語は文字コードの関係で文字化けが起きてしまうこと、必ずしも事業者に届け出ている氏名と住民票上の氏名が同じではないことなどからファイル名は氏名ではない情報で構成するのが良いのではないか。
- 事業者が従業員に支払う給与以外の所得については、当該所得が給与所得以外であれば、確定申告の際に当該所得分を普通徴収とすることも選択できることから、特別徴収税額通知(納税義務者用)に記載される所得を特別徴収義務者が既知の情報に限定することも可能ではないか。

【特別徴収の推進】

- 特別徴収義務者である事業者には雇用される従業員が、それぞれ異なる市区町村に所在し、特別徴収義務者が複数の市区町村から指定される場合も多く、指定する市区町村のうち、一部の市区町村でのみ特別徴収の徹底を行った場合は、特別徴収義務者の理解を得られにくい。そうした観点から、近隣の地方団体間で特別徴収の取扱いを統一しつつ特別徴収の徹底を進めることにより、特別徴収義務者の理解を得、適正な賦課徴収が図られることとなり、こうした広域的な取組は非常に有効であると考えられる。
- 特別徴収の徹底を図る一方で、納税義務者等の負担や徴収コスト等の観点から、普通徴収切替理由書の様式を統一することなどにより、普通徴収の認定要件をあらかじめ提示している場合があり、特別徴収義務者に雇用される個々の納税義務者について、合理的な理由が無い限り、特別徴収が行われるよう取り組まれている。
- 認定要件については、必ずしも地方団体間で一致しているわけではなく、要件が異なるケースが生じている。そのため、場合によっては各市区町村が認めている当該要件を特別徴収義務者が確認する事務が発生し、特別徴収義務者の負担となっているとの声が寄せられている。また、普通徴収の認定要件だけではなく、地方団体間で当該要件の内容が同一であったとしても、それに対応する符号や順番が異なっている場合があり、特別徴収義務者の事務が煩雑となっているとの声がある。
- 普通徴収の切替理由については、理由欄を省令様式に設け、統一することはできないか。
- 省令様式による統一の議論がある一方で、省令様式の記載項目は、課税に必要な情報であるため、普通徴収切替理由のような課税に必ずしも必須ではないが、情報として押さえておきたいという項目を様式に追加することが適当か。

(以上)